別記様式第3号(第5条関係)

　　矢板市指令　第　　　　　号

補助事業者　住所

氏名

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった矢板市移住支援金の交付については、次のとおり決定したので、矢板市移住支援金要綱第６条の規定により通知します。

　　　　　　年　　月　　日

矢板市長　齋藤　淳一郎

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業等の名称 | 矢板市移住支援金 |
| 交付決定額 | 円 |
| 交付条件 | １　以下の場合には、矢板市移住支援金交付要綱第９条に基づき、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。  (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額  (2) 申請日から３年未満に矢板市以外の市区町村に転出した場合：全額  (3) 申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額  (4) 地域課題解決型創業支援補助金交付要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額  　(5) 申請日から３年以上５年以内に矢板市以外の市区町村に転出した場合：半額  ２　矢板市移住支援金交付要綱第８条に基づき、栃木県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に現地調査を行います。報告及び現地調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。 |
| 備考 | １　フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について  ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。  　・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。  　・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。  ２　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について  ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。  　・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード |  |